

暴力団排除に関する特約条項

(暴力団排除に係る契約解除)

- 第1条 発注者は、受注者が小平市契約からの暴力団排除措置要綱（以下、「要綱」という）第3条第1項各号に掲げる者のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。
- 2 前項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は、発注者に帰属する。
 - 3 契約保証金の納付がなく、又はその金額が契約金額の10分の1に充たないときは、受注者は、契約金額の10分の1相当額又は不足額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、検査に合格した指定部分及び検査に合格した既済部分があるときは、これに相応する契約金額相当額を違約金の算定に当たり契約金額から控除する。
 - 4 第1項の規定により契約が解除された場合において、受注者に損害が生じても、発注者は一切賠償の責を負わない。
 - 5 要綱第3条第1項各号に該当する疑義が受注者に生じた場合は、発注者は警視庁と該当の可否に関する情報の交換を行うことができる。
 - 6 前各項に定めるもののほか契約解除に伴う措置等については、契約書の関係規定を準用するものとする。

(下請負等の禁止)

- 第2条 受注者は、この契約の履行に当たり、要綱第5条に掲げる入札参加排除者等（以下「入札参加排除者等」という。）にこの契約の一部を下請負（二次以降の下請負を含む。以下同じ）をさせ、若しくは委託を行ってはならない。また、受注者はこの契約の下請負もしくは受託をさせた者（以下「下請負人等」という。）が契約履行期間中に入札参加排除措置を受けた場合は、速やかに当該契約の解除をしなければならない。
- 2 受注者が、入札参加排除者等のうち、要綱第3条第1項第1号から4号に該当する者をこの契約の下請負人等としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求めることができる。
 - 3 前2項の規定により契約解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。
 - 4 発注者は、第2項にする契約の解除を求めたにもかかわらず、受注者が正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、発注者が発注する契約から排除する措置を講ずることができる。

(不当要求に関する通報報告)

- 第3条 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から履行妨害等の不当要求を受けた場合（下請負人等が暴力団から不当要求を受けた場合を含む。以下同じ。）は、毅然として拒否し、遅滞なく発注者への報告及び所轄警察署への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をしなければならない。
- 2 前項の場合において、通報報告に当たっては、書面にて発注者及び所管警察署にそれぞれ提

出するものとする。

- 3 受注者は、下請負人等が不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、遅滞なく受注者に対して報告するよう当該下請負人等に指導しなければならない。また、下請負人等から報告を受けたときは、速やかに発注者に報告するとともに、警察に届け出なければならない。
- 4 発注者は、受注者が不当要求を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく通報報告を怠ったと認められるときは、発注者が発注する契約から排除する措置を講ずることができる。